



2023年5月25日

各 位

会社名 株式会社 Kids Smile Holdings  
代表者名 代表取締役社長 中西 正文  
(コード番号：7084 東証グロース)  
問合せ先 専務取締役 田上 節朗  
(TEL. 03-6421-7015)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2023年6月25日に開催予定の第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役である監査等委員が取締役会で議決権を行使することを通じて監査・監督機能を強化するとともに、取締役会から取締役への権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図ることにより、更なるコーポレート・ガバナンスの充実と企業価値の向上を目指すため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款第2条（目的）に定める事業目的につきまして、現状及び今後の事業展開を踏まえ、事業目的を追加するとともに、現行の記載内容を整理し明確化を図るものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の変更、条文の加除のほか、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおり。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年6月25日（予定）

以上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 以下の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること	1 以下の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
(1) 学童保育、保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務委託	(1) 学童保育、保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務 <u>受託</u>
(2) 児童館の <u>経営</u> 及び児童館関連事業の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務委託	(2) 児童館の <u>運営</u> 及び児童館関連事業の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務 <u>受託</u>
(3) 病児保育関係の教室の <u>経営</u> 及び病児保育関連事業	(3) 病児保育関係の教室の <u>運営</u> 及び病児保育関連事業
(4) 発達支援関係の教室の <u>経営</u> 及び発達支援関連事業	(4) 発達支援関係の教室の <u>運営</u> 及び発達支援関連事業
(5) (条文省略)	(5) (現行どおり)
(6) 学習塾の <u>経営並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務受託</u>	(6) 学習塾の <u>運営及びこれに関するノウハウの提供・指導並びに業務受託</u>
(7)～(9) (条文省略)	(7)～(9) (現行どおり)
(10) 幼児教育・児童教育に関する商品開発、企画及び学習教室の <u>経営並びにこれに関するノウハウの販売経営指導及び業務受託</u>	(10) 幼児教育・児童教育に関する商品開発、企画及び学習教室の <u>運営及びこれに関するノウハウの提供・指導並びに業務受託</u>
(11)～(16) (条文省略)	(11)～(16) (現行どおり)
(17) 企業経営に関する調査、助言、指導及び研究、並びに管理業務 <u>請負</u>	(17) 企業経営に関する調査、助言、指導及び研究、並びに管理業務 <u>受託</u>
(18) アメニティ施設、娯楽施設テーマパークに関する企画、調査、設計工事管理、 <u>経営及び経営の請負</u>	(18) アメニティ施設、娯楽施設、 <u>テーマパーク</u> に関する企画、調査、設計、 <u>工事管理、運営及び業務受託</u>
(19)～(25) (条文省略)	(19)～(25) (現行どおり)
(26) 生命保険の <u>代理</u> 及び損害保険の代理業	(26) 生命保険の <u>募集</u> に関する業務及び損害保険の代理業務
(27) (条文省略) (新設)	(27) (現行どおり)
(28) 上記各号に付帯関連する一切の業務	(29) 上記各号に付帯関連する一切の業務
2. グループ会社に関する経営指導	2 グループ会社に関する経営指導
3. 前各号に付帯する一切の業務	3 前各号に付帯する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第5条	第5条

<p>当会社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 1 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 1 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p>	<p>当会社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 1 <u>当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 1 当会社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 1 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 1 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第 24 条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し招集の通知を發する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その過程の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 32 条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 23 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第 25 条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に對し招集の通知を發する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。また、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>1 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	(削除)
<p><u>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第34条</u></p>	
<p><u>1 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>3 会社法第329条第3項の規定による補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条</u></p>	
<p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会招集の通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条</u></p>	
<p><u>監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(決議の方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条</u></p>	
<p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第38条</u></p>	
<p><u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その過程の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第39条</u></p>	
<p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第40条</u></p>	
<p><u>監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第41条</u></p>	
<p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	

<p>(監査役との責任限定契約)  <u>第 42 条</u>  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 43 条～第 44 条</u> (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第 45 条～第 48 条</u> (条文省略)</p> <p>第 8 章 附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)  <u>第 33 条</u>  <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会招集の通知)  <u>第 34 条</u>  <u>1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)  <u>第 35 条</u>  <u>当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会議事録)  <u>第 36 条</u>  <u>監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)  <u>第 37 条</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 38 条～第 39 条</u> (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第 40 条～第 43 条</u> (現行どおり)</p> <p>第 8 章 附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p>
---	--

(新設)	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第2条</p> <p>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第5回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 第5回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。</p>
------	---

以上